

社会教育だけの施設からコミュニティの拠点施設へ

公民館は社会教育法上でも住民のために実生活に即する教育文化等に関する事業を行うことになっていますが、川越市では、社会福祉の増進・文化芸術振興・健康の増進・地域的な課題解決等の実務を担っているのは教育委員会ではありません。加えて、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割が重要視されている中で、社会教育法によりその活動が制限されている現状や、教育委員会の独立性など重視する姿勢から、求められる公民館像に対し教育委員会運営の限界も指摘されています。

川口の提言



公民館事務を市長部局に所管換えすることを提言！

市長答弁

全国的に多くの自治体で公民館を市長部局に所管換えする例や、公民館をコミュニティセンターや生涯学習施設に転換する例がある。現時点で所管換えについて論じることは難しいと考えるが、こうした流れにあることも事実であり、総合的な視点から今後調査研究していきたい。



川口の考え方

地域の核になる施設が教育施設であることの意義は大変大きいと考えています。しかし、全住民が対象にならないのであればその価値は半減します。

一方で、市民は今でも社会教育施設と生涯学習施設を使い分けてはいないことが今回の一般質問でも明らかになっています。

ここまで述べてきた公民館の課題は、長年解決されないまま常態化しています。また、教育委員会の主たる役割である学校教育に関わる業務は、環境の変化にともない複雑化・多様化し、教職員の負担感は年々増していると言われています。

そうした状況を踏まえ、現状では社会教育に係る実務を市長部局にゆだね、教育委員会は学校教育に係る業務に専念した方がよいのではないかと感じています。

そこで、公民館の社会教育施設としての位置づけを維持しつつ、住民自らが学習し、その成果を地域づくり等のコミュニティ活動につなげるため、市役所と一体となって住民の自治活動を支援する体制を作りやすい「補助執行」という方法による公民館移管が望ましいと考えています。

補助執行とは、ある行政機関の権限行使を内部的に補助して執行することで、対外的には当該機関の名での行為とされる。教育委員会事務の市長部局への補助執行は、2008年の文部科学省中央教育審議会答申の中で、原則として社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であるとしながらも、教育委員会の自主性と独立性を侵害しない限度において補助執行などの弾力的な事務執行が認められた。

市長部局への補助執行を含めた事務移管には、政治的中立性への懸念も指摘されますが、閉鎖性や画一性が問題視されている現状の教育委員会からは、むしろ政治的な雰囲気すら感じるのは私だけでしょうか。

今後どのような手法により公民館が運営されるにせよ、現状の課題解決に向けた取り組みは必須であり、建物などハード面の整備と併せて行われるべきものと考えています。(詳細は議会報告会にて)



市政についてや環境問題 これってな～に？わかりやすく教えて？にお答えします！

〒350-8601 川越市元町1-3-1 川越市役所6F 晴政会議員控え室
TEL 080-3025-5776 FAX 049-227-3810 E-mail kawaguchi-keisuke@outlook.com

